

平成 30 年 10 月 22 日

## 話題事項

平成 30 年 10 月 19 日

資料提供済

担当（総合）商工観光労働総務課 庄司・山本  
073-441-2725  
（製造業）企業振興課 辻・平野  
073-441-2758  
（非製造業）商工振興課 島本・石橋  
073-441-2742

## 平成 30 年台風第 20 号・21 号及び第 24 号により被災された事業者の方々への事業再開補助金の募集を行います！

和歌山県では、平成 30 年台風第 20 号及び第 21 号に伴う災害により被災された事業者の事業継続と早期の復旧を支援するため、第 20 号については 9 月 3 日、第 21 号については 9 月 28 日より以下のとおり募集を開始しています。

今回、台風第 24 号により被災された事業者についても対象に追加し、募集を開始します。

### 支援制度

#### 1 支援対象

平成 30 年台風第 20 号・21 号及び第 24 号に伴う災害により被災した和歌山県内の事業者であって、建物、機械設備等の復旧に要する対象経費が 100 万円以上、かつ損壊、流失、浸水その他これらに準ずる損害を受けた旨の証明を事業所の所在地の市町村長から受けている方が対象。

#### 支援対象

- （1）建物：被災事業者の資産として計上される工場、試験研究施設、店舗、事務所、作業所等の建物。ただし、住宅と店舗等が一体となっている場合は、店舗等に係る部分のみ。
- （2）設備：事業の再開に供する設備であって、被災事業者の資産として計上され、資産台帳に登載され、耐用年数が 1 年以上で、かつ、取得額又は制作費用が 10 万円以上であり、原則として汎用性が低く、その業務にのみ使用するもの。

#### 補助金の算定方法等

- （1）補助対象経費：①被災した建物の修復及び建て替えに要する経費  
②被災した設備の修繕及び購入に要する経費  
③上記①、②に付帯する工事に要する経費  
（消費税及び地方消費税を除く）
- （2）補助率：補助対象経費の 10%（補助対象経費 上限 2 億円）

## **2 事業再開計画（確認）申請書の提出先及び期限**

(1) 提出先：事業施行地を管轄する各振興局（業種により提出先が異なりますので、ご注意ください。別紙参照）

すでに、復旧事業に着手等している事業者であっても、写真、書類等による確認で、県が適正と認めるものは対象とします。

(2) 提出期限：**平成30年12月21日（金）**

**※台風第24号を対象に追加したため、提出期限を延長しました。**

※補助金交付を受けるには、事業再開計画の承認を受けた後、2年以内に事業を再開し、関係書類を提出する必要があります。

(3) 各お問い合わせ先：別紙参照

## **3 その他**

●本事業に申請された事業者のうち、小規模事業者に該当する場合は、国の被災事業者支援策である「平成29年度補正予算 小規模事業者持続化補助金（台風・豪雨被災地自治体連携型）〔補助率 2/3、上限 50 万円〕」に申請することが可能です。国の補助金申請及び提出期限などについては、被災された地域の各商工会・商工会議所に相談願います。

**※国の小規模事業者持続化補助金に申請するには、本事業を申請していることが必要です。**

また、国の小規模事業者持続化補助金に係る提出期限については11月9日（金）となる予定です。

それに伴う、本事業の事業再開計画申請書の提出期限などについては、県の各問い合わせ先に確認をお願いします。

※小規模事業者

➢「商業・サービス業（宿泊・娯楽除く）：従業員5人以下」

「宿泊・娯楽業：従業員20人以下」、「製造業その他：従業員20人以下」

別紙

## 事業再開計画（確認）申請書の提出先およびお問い合わせ先

### 〈提出先〉

業種	提出先	
製造業（県内企業）	各振興局 地域振興部 企画産業課 （和歌山市内にあつては県庁企業振興課） ※製材・木材加工業については、各振興局農林水産振興部林務課	
製造業（誘致企業）	各振興局 地域振興部 企画産業課 （和歌山市内にあつては県庁企業立地課）	
製造業を除く業種	商工業者等 （以下の事業所を除く）	各振興局 地域振興部 企画産業課 （和歌山市内にあつては県庁商工振興課）
	旅館・ホテル営業等	各振興局 地域振興部 企画産業課 （和歌山市内にあつては県庁観光振興課）
	訪問介護事業者等	各振興局 健康福祉部 保健福祉課 （和歌山市内にあつては県庁長寿社会課、古座川町内、串本町内にあつては東牟婁振興局 健康福祉部 串本支所 地域福祉課）
	医療機関	各保健所（振興局 健康福祉部 総務健康安全課） （和歌山市内にあつては県庁医務課、古座川町内、串本町内にあつては東牟婁振興局 健康福祉部 串本支所 保健環境課）
	薬局・医薬品販売業	各保健所（振興局 健康福祉部 衛生環境課） （和歌山市内にあつては県庁薬務課、古座川町内、串本町内にあつては東牟婁振興局 健康福祉部 串本支所 保健環境課）
	農協関係、漁協関係	各振興局 農林水産振興部 農業水産振興課
	森林組合関係	各振興局 農林水産振興部 林務課

### 〈お問い合わせ先〉

#### 【本庁】

和歌山県 商工観光労働部 企業政策局 企業振興課（TEL:073-441-2758）  
和歌山県 商工観光労働部 企業政策局 企業立地課（TEL:073-441-2750）  
和歌山県 商工観光労働部 商工労働政策局 商工振興課（TEL:073-441-2742）  
和歌山県 商工観光労働部 観光局 観光振興課（TEL:073-441-2777）  
和歌山県 福祉保健部 福祉保健政策局 長寿社会課（TEL:073-441-2522）  
和歌山県 福祉保健部 健康局 医務課（TEL:073-441-2600）  
和歌山県 福祉保健部 健康局 薬務課（TEL:073-441-2660）

#### 【振興局（代表）】 ※各提出先に当てはまる担当課をお伝えください。

海草振興局（TEL:073-432-4111）  
海草振興局 健康福祉部（TEL:073-482-0600）  
那賀振興局（TEL:0736-63-0100）  
伊都振興局（TEL:0736-34-1700）  
伊都振興局 健康福祉部（TEL:0736-42-3210）  
有田振興局（TEL:0737-63-4111）  
日高振興局（TEL:0738-22-3111）  
日高振興局 健康福祉部（TEL:0738-22-3481）  
西牟婁振興局（TEL:0739-22-1200）  
東牟婁振興局（TEL:0735-22-8551）  
東牟婁振興局 健康福祉部 串本支所（TEL:0735-72-0525）